



巻頭言

建築基本法の制定に向けて

自民党衆議院議員 小倉將信

現在、国会では予算委員会、経済産業委員会、消費者問題特別委員会の委員として、党内では内閣第一部会長代理をはじめ、青年局次長兼国際部長などを拝命し活動しております。

住宅関連では、自民党の中古住宅市場活性化小委員会の事務局長を務め、昨年、宅建業法改正の際は、中古住宅の流通や、空き家・空き地対策への具体的施策として、中古住宅売買の際のインスペクションを導入致しました。

具体的な話をすれば尽きませんが、建築基本法という名前が示すとおり、わが国の建築はどうあるべきで、どこへ向かうべきなのか。住宅の価値を守り、空き家を無くしていくために何が出来るのか、ということ議論して参りたいと思います。

また、建築基本法により、建築の世界の分権化がさらに進み、それぞれの地域にあった建築物ができ、町が集積する。そのようなことへの後押しができればと思っております。

若輩者ではございますが、与野党の垣根を越え建築基本法制定に向けた支援をさせて頂く所存でございます。

国会議員会館シンポジウム報告

テーマ:建築基本法制定議員連盟設立に向けて

「今こそ建築基本法を」—求められる法制度と具体的施策—

日 時: 平成 29 年 2 月 21 日(火) 14:30~16:30

場 所: 衆議院第二議員会館 地下 第1会議室

国会議員出席者: 13 名 (発言者 9 名)

(代理出席 9 名)

会員出席者: 22 名 非会員出席者: 30 名 報道: 5 名

司会: 山岡淳一郎 (作家・ジャーナリスト)

基調講演 神田順(建築基本法制定準備会会長)

本日は、建築基本法の議員立法に向けた議員連盟の第一歩とすべく、国会議員の方々のご意見をお聞きしたい。国民は建築基準法が定める「最低基準」を望んではいない。われわれの建築基本法案は、基準法による規制ではなく、建築とはこうあるべきという基本理念のもと、安全、健康、環境を三本柱にして、建築主の責任を明確にし、文化としての建築の方向性を提示している。そのなかで流通改革によるストック活用や、専門家、行政の役割なども明確になる。建築関連法は多数あるが、全体を傘のようにおおう基本法が希求されている。忌憚のないご意見を賜りたい。

<以下、国会議員の発言のみ発言順に掲載>

務台俊介氏(衆・自民)

地元の信州、安曇野は風光明媚な土地なのだが、近年は景観が台無しになっている。宅地が増え、住宅が建つのはいいけれど、周りとの調和がとれていない。景観条例は屋外広告物を規制する程度。以前、暮らした英国で、自治体が生垣や建物の壁の色の変更にも許可を出していたのとは大違い。日本の景観法や緑地法は、消極的な規定が多く、全体が動かない。昨年、超党派で「自転車活用基本法」という法律を作った。国交省に担当ポストもでき、閣議決定された基本計画にそって施策が実行される。同様の仕組みが建築にも必要だろう。国会議員の若手検討チームを結成し、具体的に積み上げる手続きに入るよう期待したい。

佐藤英道氏(衆・公明)

総合芸術の昇華したものが建築だろう。古今東西、それぞれ繁栄した文明が建築に凝縮されている。個人的には城郭が好きで、全国のお城を再建してほしいと願っている。宮大工の技術は世界に類例を見ない。基本法が伝統技術、匠の技を継承する支えになればいい。

小川勝也氏(参・民進)

『老いる家 崩れる街』(野澤千絵著)によれば、15年後、3戸に1戸が空き家になるそうだ。人口減少でストック過剰になる。地元の北海道は人口流出が激しい。古い町並みが廃れ空き家が増える。にもかかわらず、新しい宅地に住宅が建ち、町のバランスが崩れる。

コンパクトシティとは逆方向だ。中古住宅の流通が価値を継承する方向にまったく機能していない。たとえば北海道は断熱効率のいい家が多く、省エネルギーの観点からもっと評価されていいはずだ。職人さんが手塩にかけた家も然り。建築文化を変えなければいけない。

郡和子氏(衆・民進)

東日本大震災の被災地、宮城県仙台市で生まれ育った。震災後の仮設住宅づくりで、「寒くてかなわん」という声をたびたび耳にした。そこで、畳を敷き、断熱を厚くし、2重サッシに変えた。基準法で最低基準を決めても、各地域の気候や環境でニーズは違っている。震災復興は、新たなまちづくりのチャンスでもある。被災地でもいろんなアイデアが取り入れられているが、やはりお金の問題は大きい。日本は社会資本としての建築への支援が薄い。建築基本法を国づくりの一環に位置づけ、予算面での施策の後押しも求められよう。

小宮山泰子氏(衆・民進)

地元は小江戸川越、町並み保存で知られている。蔵造りの家並が残っている。大火から教訓で造られた蔵が継承されているが、残念ながら、修復できる職人さんがいない。また、昔ながらの伝統構法で建築しようとしても例外規定を使うしかない。非常に悩ましく、矛盾を感じる。湿度の高い地域は、本来、開放型の建築だった。すべての建物が高气密、高断熱でいいとは思えない。現在、「石場建て」の建築が、例外的に始まっている。基準法上では建てにくくても、自然環境とともに育まれた構法も次世代に残したい。

藤田幸久(参・民進)

父が、一時期、工務店を経営しており、家族的で和気あいあいとしていた。当時の良き職場の雰囲気が、最近では変わっている気がする。不動産業の力が強くなかったのかもしれない。かつて日本の建築業は、本来、スクラップ・アンド・ビルドではなく、景観を大切に、地域の風土を大切にしながら、いいものをこしらえていたのではないかと。別の動機で、建築が振り回されないよう願うばかりだ。安全に関しても、建築の現場で専門家の皆さんがしっかり取り組んでくれれば、もっと向上するのではないかと。

白眞勲氏(参・民進)

私は、日本大学の建築工学科で構造を専攻した。学生時代は風洞実験ばかりしていた。建築は自分自身の原点だ。最近、政府は海外からの旅行客を増やすためにカジノをつろうと言いだしている。そうではなく、

すばらしい景色や景観、環境こそが最大の観光資源ではないか。そして、建物にとって一番重要なのは安全性。恩師は、常々「建物は、まずシェルターだ」と言っていた。そのなかに入ったら、安心できることが基本。自然災害から人間の生命と財産を守る。そこからスタートすべきだろう。しかし、実のところ建築に関心のない人は多い。皆さんに、ぜひ、一般の人たちに建築について働きかけていただきたい。

小倉將信氏(衆・自民)

前職は日本銀行の職員で、選挙区は東京都の町田市と多摩市。地元は一挙に開発が進んだ地域だ。住民の高齢化、建物の老朽化が一度に押し寄せている。現在、私は自民党の「中古住宅市場活性化小委員会」の事務局長をしている。中古住宅の価値が維持できないのは、金融面での評価が問題の一端。銀行の担保価値評価は、どんなに整備された住宅でも20年経てばゼロとみなしていた。やはり、わが国も、しっかり建てた魅力的な建物を長く使い、価値を維持できる仕組みが求められている。そこで、インスペクションの法律ができた。リバースモーゲージも普及すれば、老後の生活資金の確保につながるだろう。

宮崎岳志氏(衆・民進)

2年ほど前に父が小さな木造の家を建てた。建築を頼んだ職人さんが個性的だった。

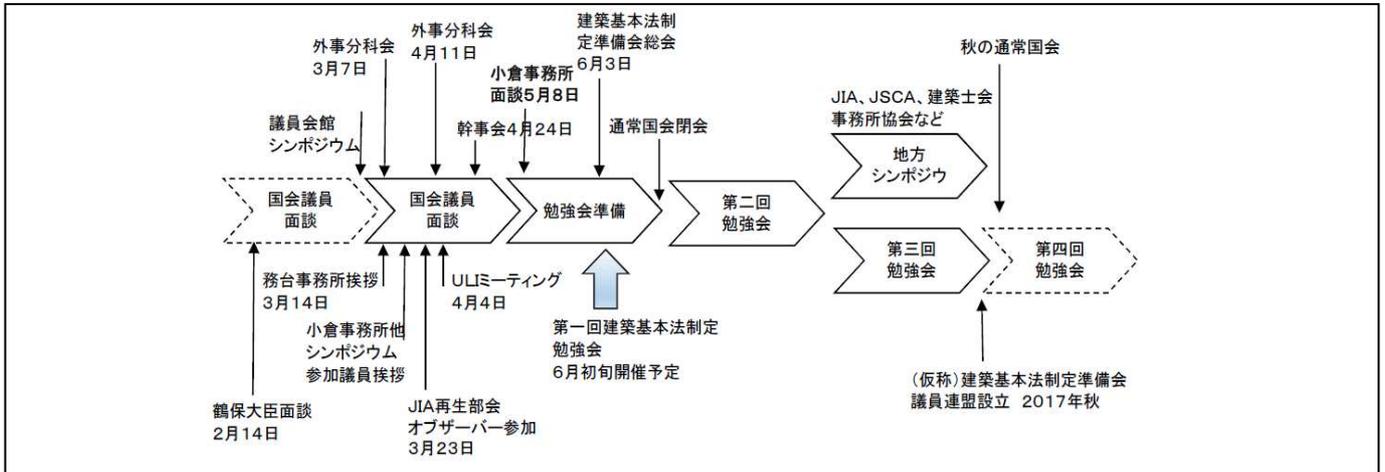
「俺に任せただから、俺に任せろ」「損はさせない」と言って、柱や板壁、屋根から下は、全部ヒノキにした。頼んでないのに(笑)。実際に住んでみると、これが本当に住みやすい。「何十年経ってもうちは大丈夫だ」と安心できる。職人さん曰く、「素材が一番大切だ」。腕のいい職人さんが仕事を続けられる仕組みが必要だと思う。

会場の様子



【シンポジウム後の動き】

衆議院会館でのシンポジウムを受け、建築基本法の制定に向けたロードマップを作成しました。今後は、今国会中に小倉衆議院議員を中心とした勉強会を開催し、以後三回程度の勉強会を経て秋の通常国会中に議員連盟の立ち上げを目指し、地方でのシンポジウムも積極的に開催していく予定をしています。



【「建築を文化にー建築基本法の制定に向けて」を作成しました】

当会の主張と建築基本法の説明のため、わかりやすい資料として「建築を文化にー建築基本法の制定に向けてー」を作成しました。リーフレット、パワーポイント版を当会のHP <http://www.kihonho.jp/>からダウンロードできますので、学習会等でご利用ください。

建築を文化にー建築基本法の制定に向けてー 2016年9月

建築基本法準備会会長 神田 順

21世紀は持続可能社会こそが求められます。そのためにはー建築の理念ーを、わかりやすく記す法律「建築基本法」を制定し、建物のライフサイクル全体に対応し、良好な建物・街並みの文化の形成を促すために、建築関係諸法の再編が必要です。現行法規の改変を「建築基本法」に基づいて行い、豊かな社会を構築し、その次世代への建築資産の継承を図っていくべきものと考えます。

現行の建築基準法は、大量の住宅を供給することが時代的要請であった時期に成立し、制定以来65年を経てその間、対症療法的な改正が繰り返され、非常に複雑なものとなり、制度疲労と機能不全に陥っています。

法の定めている「最低の基準」の意味も理解し難いものとなり、誤った認識とそれに伴う問題を生じています。即ち、

- ・現行建築基準法を満足していれば、建物は絶対に安全である — 建築主の誤解と専門家のモラルの低下
 - ・法律さえクリアすれば、どんな建物を造っても良い — 欠陥建築問題や住民紛争の発生
- また、既存建物の用途替えや改築が、その後に改正された規定に縛られて難しくなっています。

建築は個人的財産であると同時に社会資産であり、私たちの考える基本理念は
地震や強風等の自然の作用や使用に伴う人為的な作用に対し十分な安全性を有し、
居住者の健康で文化的な生活とその向上に資するものであり、
建築と街並みとが調和しあい自然環境、社会的環境への影響に配慮されたもの
です。

これら3点の基本理念及び以下の点を骨子とする建築基本法の制定を提案します。

地域文化の尊重： 関係する法律は、建築目的、立地場所・自然条件、社会的重要性、新築か改修・保全か等の、多様性、多面性に適切に対応するために「全国一律」的な考え方は最小限とし、地域の特質を包含すること。

責任の分担： 建築に携わる建築主、専門家（設計者・施工者等）、行政は、建築が私的所有物であると同時に社会資産であることを認識し、各々の責任・役割を明らかにし、詳細な規定に拠ってではなく「人」がその能力を発揮する事により基本理念を現実的に達成すること。

公の役割： 国及び地方公共団体は「質の高い建築とまちづくり」を行うために、地域主権の確立を見据えた組織・システムの構築、行政を含む実務の人材の育成、達成されるべき目標の設定に必要な措置を講ずること。

皆様のご理解とこの活動へのご支援・ご参加を是非お願い致します。

唐丹・小白浜報告

この3月11日で6年を迎えた東日本大震災からの復興も、まだ遅々としております。国の決めた復興の枠の中での防潮堤建設と大規模盛り土造成および建築基準法に基づく災害危険区域指定が、ハードとしてのまちづくりを規制して行くことにより、問題含みのままに、住民の自立的な動きは、まだまだこれからとの感を持っております。

昨年10月28日から30日にかけての第5回唐丹小白浜意見交換会では、復興住宅居住者にヒヤリング、「とうにこじらはま まちあるき」(第2版)のための取材、竣工間近の唐丹小中学校の建設現場見学、まちづくりの取り組みの事例紹介、そして最後に公民館で意見交換会という具合に、例年を踏襲する形で、実施することができました。意見交換会で出た「防潮堤かさ上げ工事見直し」については、意見を要望書として取りまとめ、12月に報告書と併せて市に提出することもできました。



第5回唐丹小白浜意見交換会の様子

唐丹小中学校は、第1期工事を終え、6年ぶりに本校舎、体育館において、卒業式、入学式を挙行することができました。学校の横を抜けて、標高の高い国道に達する道路の整備や、しきっち通りの海側の擁壁、それに低地のグラウンド整備もほぼ完成の状態となりました。唐丹小白浜地区においては、仮設住宅はなくなりましたが、釜石市としての仮設住宅がなくなるのは、まだ1年くらいかかりそうです。

昨年のご報告で、(株)唐丹小白浜まちづくりセンターの設立、事務所兼住宅の設計までをお伝えしておりますが、6月に地盤改良を終え地鎮祭と着工、7月の基礎コンクリート工事の後、鶴岡市の劔持棟梁のもとでの加工を経て、今年3月から現地にて建て方に入っております。主な耐震要素は外周の落し板壁による、頑丈な板倉工法です。梁柱の組み立ては、手刻みの仕口を組み合わせた貫構造になっております。階段横には、格子壁もあります。2階の屋根越しに海が臨める潮見台の間をもつことから、屋号を「潮見第」と名付けました。

当初の予定からは遅れておりますが、現在のところ、6月竣工をめざして、進んでおります。完成の暁には、建築基本法制定準備会の会員にも大いにご利用いただくことを期待しております。

(文責：神田 順)



整備された擁壁と低地のグラウンド(2017年3月)



棟上げ間近の伝統木構造による「唐丹小白浜まちづくりセンター」(4月24日)

訃報：島田善男氏を悼む

建築基本法制定準備会会長 神田順
本会元幹事、島田善男氏が、平成29年1月10日にお亡くなりになりました。

長いこと会計などの幹事を務めていただいた島田さんが、急逝されました。思い出すと、今も、笑顔と穏やかな話し方が、目に浮かびます。一時、体調を崩されたので幹事を退任されたのですが、その後は、元気になられてお忙しくされていたと伺ってました。昨年春、食道癌が見つかったものの、秋には回復に向かわれていたとは奥様の弁。生涯現役を貫かれたとは、ご子息からの言葉ですが、まだまだ良い建築を世に送り出してほしかったと思います。心から、ご冥福をお祈り申し上げます。

事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail：info@kionho.jp HP：<http://www.kionho.jp/>